

社員が子育てにかかる事が出来るよう、社員全体を含めた働き方の見直しを行う

1 計画期間 令和7年9月20日 から 令和10年9月19日 までの3年間

2 内 容

目標 1 毎月5のつく日を「ノー残業デー」および第2.第4土曜日を休日と設定する。

【目標を設定するための方策と実施期間】

令和7年8月～ 制度内容検討

令和7年9月～ 制度の周知及び実施

目標 2 年次有給休暇の取得促進のための社内PRを行う

令和7年8月～ PR内容の検討

令和7年9月～ PRの実施